

いじめ防止対策基本方針

新潟市立葛塚東小学校

1 定義

「いじめ」とは「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。 ～いじめ防止対策推進法第二条より～

2 基本理念

いじめは決して許されないことであるとともに、「どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものである」ことを十分認識し、教職員だけでなく、外部機関を含めすべての関係者と連携して未然防止と解消にあたる。

いじめは絶対に許されない人権侵害であることを児童にしっかりと認識させると共に、多様性を認め合い、自己や他者を尊重する豊かな心を育む教育活動を推進する。

3 いじめ防止等に向けた方針

（1）児童

互いに認め合い、支え合い、高め合い、望ましい人間関係を築くよう努める。

（2）学校

- 分かる授業・できる授業や、一人一人を生かす教育活動の充実、さらには保護者、地域との協力体制の構築を通して、いじめを生まない学校づくりに努める。
- 教職員が、いじめに対して積極的、組織的に対応し、児童生徒と共に解決を図る。
- いじめの解決に向けて外部機関との連携が必要な場合には、警察、児童相談所等の関係機関との連携を積極的に進める。

（3）保護者

- 常に子どもの心情に寄り添いながらその理解に努め、子どもが安心、安定して過ごせるよう愛情をもって育む。
- いじめが許されない行為であることを十分認識し、いじめが許されないことや相手を尊重することの大切さを子どもにしっかりと理解させると共に、いじめ防止等の取組を学校と連携して進める。

4 いじめ防止対策のための校内体制

(1) 校内いじめ対応ミーティングチーム

いじめの報告を受け、校長、教頭、生活指導主任、該当担任、担当学年主任など事案に関係する教職員によって構成された「校内いじめ対応ミーティング」を設置する。事実関係の把握のための調査を行い、対処のための方針や方法を協議する。解決にむけて、児童への指導を行う。

(2) いじめ対策委員会

校長、教頭、主幹教諭、生活指導主任、該当担任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー等からなる、いじめ防止等の対策のための校内組織「いじめ対策委員会」を設置する。いじめの重大事案やそれにつながる事案が発生した際は、緊急会議を開き、問題解決に向けた具体的方策を検討し、組織的に対応する。

(3) 葛塚中学校区いじめ防止連絡協議会

葛塚中学校区の諸学校と保護者の代表、地域の代表で連携し、いじめの防止等への取組について協議し、情報を交換・共有することで、地域全体で子どもをいじめから守る体制を整える。

5 いじめに対する未然防止

児童一人一人の自己有用感を高め、好ましい人間関係を築き「いじめを生まない学校風土、学級づくり」に取り組む。そのために次のことに重点的に取り組む。

(1) 分かる授業・できる授業

分かる授業・できる授業の実践に努め、対話を通して児童の考えを認めたり、支援したりして、自己に対する自信をもてるよう配慮する。

(2) 学級力アンケート

定期的な学級力アンケートを元にしたスマイルタイム（学級会）を開催し、対話により、安心・安全を確保した居場所の構築に取り組む。

(3) 異学年交流

異学年児童の繋がりや理解を深める縦割り班（ハッピー班）活動を行い、異学年による仲間づくりに取り組む。高学年のリーダーシップと下学年のフォロワーシップの育成を図る。

(4) きらりカードの活用

児童のがんばりやよい行いに積極的に目を向け、職員が積極的にカード（きらりカード）を書いて渡したり温かい言葉がけをしたりして、児童の自己有用感を高める。

(5) いじめ未然防止プログラムの実施

いじめ未然防止プログラムを道徳・学級活動の年間指導計画に位置付け、意図的

- ・計画的に指導を行う。

(6) ローテーション道德の実施

学年内のローテーション道德を実施し、多様な価値観に触れ、多面的・多角的に話し合う機会を意図的に取り入れる。また、複数の目から学級を見取することで、チームとしていじめを生まない学級風土の構築に寄与する。

(7) インターネットを介したいじめに対する指導

インターネット上のいじめについては、学校でのきまりの遵守徹底と情報モラルの指導を行う。同時に家庭での指導も不可欠であることから、関係機関による保護者向けの SNS 講演会等の啓発活動並びに連携協力し双方で指導できるようにする。

(8) 職員研修の実施

いじめ未然防止に向けた職員研修を年間計画に位置付け、計画的・継続的に教職員の力量を高める。また、いじめ関連文書や情報の収集に努め、職員間における重要な情報の共有を行い、いじめに対する共通理解を図り、全教職員がチームとして未然防止に努める。

(9) 家庭・地域及び関係機関との連携の充実

- ①日頃から連絡帳や電話、家庭訪問、個人懇談会等で、保護者との連絡を密にし、いじめに対する相談が気軽に行えるように、信頼関係を深める。また、保護者からの連絡に対しては、迅速かつ丁寧に対応を図る。
- ②学校だより、学年だより、いじめ防止リーフレット等を活用して、いじめについて啓発する内容や学校の取組等を知らせ、保護者や地域に理解と協力を得る。
- ③日常的に関係機関との連携を密にし、相談体制を構築する。（スクールカウンセラー、北警察署、北区教育支援センター、北区健康福祉課、児童相談所、教育相談センター、サポートセンター、市教委 SST SSW、みまもり隊、民生児童委員、豊栄児童センター等）

6 いじめの早期発見、早期解決に向けた方策

(1) 多面的な児童理解といじめの早期発見

全教職員は全児童に積極的にかかわり、児童の多面的な理解に努める。また、毎週の職員終会で生活指導情報交換の場を設けて、迅速に情報の共有化を図ることで、いじめの早期発見や組織的な早期解決に努める。また、新年度に「子どもを語る会」を実施し、児童の情報交換、児童理解に努めると共に、指導の方向性を確認する。

この他にも学年会や運営委員会時による、日常的に児童の情報を交換し合い、全教職員で児童を見守る体制をつくる。

(2) いじめ防止アンケートと連動した教育相談

- ① 年3回（6月、11月、1月）の学校生活アンケート（いじめ防止アンケート

含む)を行う。

※ アンケート実施後、即時担任がチェックし、複数の教職員が確認する。児童の小さなサインを見逃さないよう努め、迅速に組織的に対応する。

- ② 年3回(6月、11月、1月)のハートフルタイム(教育相談)を行う。いじめ防止アンケート直後に実施する。児童一人一人の声に耳を傾け、より児童の目線に立った実態把握に努め、いじめ見逃し0を目指す。

(3) こころの健康観察の活用

毎日、登校後に「こころの健康観察」の入力(タブレット端末から入力)を行う。児童のメンタルヘルスの悪化や小さなSOS、学級変容などを教職員が察知し、問題が表面化する前から積極的に支援に繋げる。全教職員が児童の心や体調の変化を把握し、早期発見、早期支援に努める。

(4) 地域・保護者との連携

連絡帳や個別懇談等、保護者から寄せられた情報に対しては、丁寧に対応し連携に努める。また、地域をあげて児童を守り育てるために、中学校や家庭、児童の健全育成にかかわる関係諸団体や機関と連携し、情報交換と行動連携に努める。

(5) いじめ発生時の迅速な対応

① いじめ対応ミーティング

いじめが発生した場合、すみやかに教頭(校長)または生活指導主任に報告し、対処の方針や方法を検討し、解決に向けて児童への指導を行う。

② いじめ対策委員会の設置と的確な指導

必要に応じて、即時にいじめ対策委員会を開催し、指導の方針や具体策を協議する。指導後、問題が確かに解決したかを判断するために経過観察を行い、問題の早期解消を図る。

③ いじめへの対処

- ・ いじめられた児童には、安全・安心を最優先し「あなたを絶対に守る」というメッセージを送る。そして、心の痛みを共感的に理解することに努め、迅速に問題解決への対応を図る。さらに、いじめ解消に向けた継続指導と見守り、児童のよさを認め自信をもたせるような支援を行う。いじめの解消の判断は、加害行為が相当期間なく(3ヶ月を目安とする)、被害児童が心身の苦痛を感じていないと認められなければならない。
- ・ いじめた児童には、「いじめは絶対に許されない行為である」という立場

のもと、自分の行為の重大さに気付かせる指導を行う。その背景にあるものには共感しつつも、相手の立場を十分に考えさせ、今後どのような心構えで生活し、努力すべきかをつかませる指導を行う。必要に応じて関係機関と連携して家庭環境への支援を継続する。

- ・ 周囲の児童に対しては、「いじめの黙認は、いじめに加担することであり、許されないことである」ことを、道徳や学級活動（いじめ未然防止プログラム）等を通して理解させる。いじめの構造における自分の立場を認識させる。いじめられた児童の心の痛みに気付かせるとともに、一人一人の子どもが正義と勇気をもち、自分の意思で行動すること、大人に相談することの大切さをしっかりと認識させる。
- ・ 全職員の共通理解のもと、保護者の協力、スクールカウンセラーや教育相談センター、警察等の関係機関とも連携を取りながら対応を行う。

（６）自殺につながる可能性がある場合の対応

- ①児童が自殺をほのめかすなど、自殺につながる可能性がある場合、「TALK の原則」（Tell：心配していることを伝える、Ask：自殺願望について尋ねる、Listen：気持ちを傾聴する、Keep safe：安全の確保）に基づき、家庭や専門機関・医療機関と連携し、「絆の回復」「薬物療法」「心理療法」の３つの柱で、チーム対応による長期のケアを行う。
- ②いじめが解決した後もきめ細かく経過観察を行い、関係する児童への対応を丁寧に行うなどして、いじめの再発防止に努める。

（７）重大ないじめを受けた児童及び保護者への対応

重大事態とは、児童がいじめを受けたことにより、以下のような事態に至った場合を指す。

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより児童が相当の期間※、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

（※「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえて年間 30 日を目安とするが、日数だけでなく、個々の状況等を十分把握した上で判断する。）

- ① いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、その後の調査の仕方などの対応を相談する。

これは、児童や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も同様とする。

- ② いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処する。また児童の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(8) いじめを行った児童及びその保護者への対応

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。また、事実確認により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

(平成26年4月1日 策定)

(平成29年9月1日 修正)

(令和7年4月1日 修正)